

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公開番号】特開2017-114124(P2017-114124A)

【公開日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2016-249158(P2016-249158)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/30 (2006.01)

B 3 2 B 27/00 (2006.01)

B 3 2 B 5/18 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/30 B

B 3 2 B 27/00 H

B 3 2 B 5/18

B 6 5 D 65/40 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリスチレンを主成分とし、厚みが非発泡層の場合は500～700μm、発泡層の場合は400～800μmであるポリスチレン樹脂層を一方の面とし、

ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリエチレンテレフタレートである機能性樹脂を主成分とする機能性樹脂層を他方の面とし、該ポリスチレン樹脂層と機能性樹脂層が接着性樹脂が不飽和ジカルボン酸がポリオレフィンにグラフト結合している変性ポリオレフィンである厚みが30～60μmの接着性樹脂層を介して接着されている全厚が、ポリスチレン樹脂層が非発泡層の場合は600～800μm、発泡層の場合は600～1000μmである多層シートをポリスチレン樹脂層を外層として成形し、該機能性樹脂層と接着性樹脂層が切断された分割溝が1～40μmの深さでポリスチレン樹脂層内に達する様に設けられている食品又は医薬品の多層容器。

【請求項2】

多層シートのポリスチレン樹脂が発泡樹脂であり、機能性樹脂がポリエチレンである請求項1記載の多層容器。

【請求項3】

フランジ部を有し、分割溝がフランジ部に設けられている請求項1又は2記載の多層容器。

【請求項4】

乳製品を収容する容器である請求項1～3のいずれかに記載の多層容器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

ポリスチレン樹脂層の厚みは非発泡層の場合は $200\sim1000\mu\text{m}$ 程度、特に $500\sim700\mu\text{m}$ 程度であり、発泡層の場合は $300\sim1500\mu\text{m}$ 程度、特に $400\sim800\mu\text{m}$ 程度が適当である。厚みが非発泡層で $200\mu\text{m}$ 未満、発泡層で $300\mu\text{m}$ 未満になると剛性が不十分になり、一方、非発泡層で $1000\mu\text{m}$ 、発泡層で $1500\mu\text{m}$ を越えると容器が既に要求性能を満足している上に重くなりすぎるので好ましくない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

機能性樹脂層は、接着性樹脂層とともにポリスチレン樹脂層の破断強度の弱さを補うものであり、容器の用途や要求される物性に応じて、ポリエチレン、ポリプロピレン、エチレン-酢酸ビニル共重合体、ポリエチレンテレフタレート、ポリアミド、エチレン-ビニルアルコール共重合体等から選ばれる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

エチレン-酢酸ビニル共重合体は、柔軟性、低温特性の他、成形加工性にも優れているため幅広く一般包装用樹脂として使用されている。物性値としては、MFRが $0.5\sim8\text{g}/10\text{分}$ 程度、好ましくは $1\sim4\text{g}/10\text{分}$ 程度のものが望ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】図面

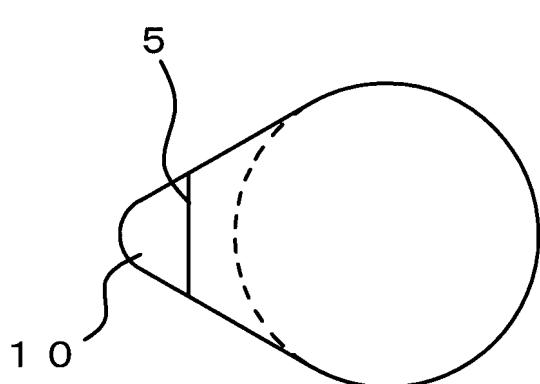
【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】

(a)



(b)

